

三重県外郭団体等改革方針

平成25年3月

目 次

1	課題	1
2	見直しの対象	1
3	見直しの実施期間	1
4	団体見直しの視点	3
5	個別団体の見直し	4
	(1) 団体のあり方の見直し	4
	(2) 県関与の見直し	6
6	外郭団体等への県関与の基本方針	8
別添 1		
	団体別見直し方針	11
別添 2		
	外郭団体等への県職員の役員等就任についての基本的な考え方	31
別添 3		
	外郭団体等の県退職職員活用にかかる情報提供制度（概要）	32
（参考資料）		
	県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例	35

1 課題

県は、外郭団体等を通じて、機動的かつ弾力的に実現しようとする行政目的の確実かつ効果的な達成を図るため、その設立及びあり方等に対して必要な関与を行ってきた。

平成 15 年の「三重県外郭団体改革方針」による見直しを実施した後、およそ 10 年が経過するなかで、社会経済情勢の変化も踏まえ、事業目的の妥当性や団体実施の必要性、団体経営の視点などから、団体の目的や事業内容について精査し、団体のあり方を見直すことが必要である。

また、各団体のあり方や団体の自主・自立の観点も考慮のうえ、現状の団体への県の関与が適切かどうかを確認し、必要な見直しを実施したうえで、県が関与すべき部分と団体に任せる部分など、今後の県の関与のあり方について明確化を図ることが必要である。

2 見直しの対象

下記の団体について見直しを実施する。(別表：見直し対象団体一覧参照)

(1) 外郭団体

- ① 県の出資（出捐を含む。以下、「出資等」という。）の割合が 4 分の 1 以上の公益法人（一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人）や株式会社などの団体
- ② 県の出資等の割合が 4 分の 1 未満で、県が筆頭出資者である公益法人などの団体

(2) 県が人的支援かつ財政的支援を実施する団体

（全国的な活動を行う団体を除く）

県が人的支援を行う団体

- ・ 平成 24 年度に「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」（平成 12 年法律第 50 号。以下「派遣法」という。）に基づき職員を派遣する団体

県が財政的支援を行う団体

- ・ 平成 24 年度に補助金の支出を予定している団体
- ・ 平成 24 年度に損失補償又は債務保証を実施している団体

3 見直しの実施期間

この外郭団体等改革方針に基づき、三重県行財政改革取組期間である平成 27 年度までを集中的な見直し期間として、必要な見直しを実施する。

見直し対象団体一覧

	部	団体名	備考
1	健康福祉部	(社福) 三重県厚生事業団	外郭団体
2	健康福祉部	(財) 三重ボランティア基金	外郭団体
3	健康福祉部	(財) 三重県小動物施設管理公社	外郭団体
4	健康福祉部	(財) 三重県生活衛生営業指導センター	外郭団体
5	健康福祉部	(公財) 三重県救急医療情報センター	外郭団体
6	健康福祉部	(公財) 三重こどもわかもの育成財団	外郭団体
7	環境生活部	(財) 三重県環境保全事業団	外郭団体
8	環境生活部	(公財) 三重県立美術館協力会	外郭団体
9	環境生活部	(財) 国史跡斎宮跡保存協会	外郭団体
10	環境生活部	(公財) 三重県文化振興事業団	外郭団体
11	環境生活部	(公財) 三重県国際交流財団	外郭団体
12	地域連携部	伊勢鉄道(株)	外郭団体
13	地域連携部	(一財) 伊勢湾海洋スポーツセンター	外郭団体
14	地域連携部	(財) 三重県武道振興会	外郭団体
15	地域連携部	(公財) 三重県体育協会	外郭団体
16	農林水産部	(公財) 三重県農林水産支援センター	外郭団体
17	農林水産部	(株) 三重県松阪食肉公社	外郭団体
18	農林水産部	(株) 三重県四日市畜産公社	外郭団体
19	農林水産部	(社) 三重県畜産協会	外郭団体
20	農林水産部	(社) 三重県青果物価格安定基金協会	外郭団体
21	農林水産部	(公社) 三重県緑化推進協会	外郭団体
22	農林水産部	(公財) 三重県水産振興事業団	外郭団体
23	農林水産部	(財) 三重県沿岸漁業者等海難救済基金協会	外郭団体
24	農林水産部	三重県漁業信用基金協会	外郭団体
25	雇用経済部	(株) 三重データクラフト	外郭団体
26	雇用経済部	(財) 三重県労働福祉協会	外郭団体
27	雇用経済部	(公財) 国際環境技術移転センター	外郭団体
28	雇用経済部	(公財) 三重県産業支援センター	外郭団体
29	雇用経済部	(財) 三重北勢地域地場産業振興センター	外郭団体
30	雇用経済部	三重県信用保証協会	外郭団体
31	県土整備部	(公財) 三重県建設技術センター	外郭団体
32	県土整備部	三重県土地開発公社	外郭団体
33	県土整備部	三重県道路公社	外郭団体
34	県土整備部	三重県住宅供給公社	外郭団体
35	県土整備部	(財) 三重県下水道公社	外郭団体
36	警察本部	(公財) 暴力追放三重県民センター	外郭団体
37	雇用経済部	(社) 三重県観光連盟	人的かつ財政的支援団体
38	警察本部	(公社) みえ犯罪被害者総合支援センター	人的かつ財政的支援団体

4 団体見直しの視点

見直しの対象団体について、下記の視点で精査を行い、必要な見直しを実施する。

(1) 団体のあり方の見直し

① 事業目的の妥当性

- ・ 事業目的は、現在でも、県民や社会のニーズを真に反映しているか。
- ・ 時代状況の変化により、事業の必要性や期待する効果が低くなっているか。

② 団体実施の必要性

- ・ 事業実施にあたっては、県とは適切に役割分担がなされているか。
- ・ 事業内容は、民間企業や他の非営利団体等では代替できないものか。

③ 団体経営の視点

ア 手段の有効性

- ・ 事業の実施により、期待される効果が実際に得られているか。
- ・ 事業実施にあたり的確な目標を設定しているか。

イ 手段の効率性

- ・ 投入された資源量に見合った結果が実際に得られているか。
- ・ 必要な結果がより少ない資源量で得られる方法がないか。
- ・ 同一の資源量でより大きな結果が得られる方法がないか。

ウ 緊要性

- ・ 妥当性、必要性、有効性、効率性が認められたとしても、団体の経営状況を勘案した場合、事業に緊要性が認められるか。

(2) 県関与の見直し

次の項目について、県関与を縮小する方向で見直しを行う。

① 出資等

- ・ 団体運営への参画の妥当性について、設立時の経緯等も踏まえて検証し、見直しを行う。
- ・ 公益法人制度改革にあわせて、法人移行後の県関与の必要性について検討する。

② 財政的支援（委託・補助金等）

- ・ 団体への県の予算措置のあり方については、事業の検証を行い、必要性の有無からゼロベースで見直しを行う。

③ 人的支援（職員派遣、役員就任等）

- ・ 職員の派遣や知事、副知事等の団体役員等への就任について、必要性の有無からゼロベースで見直しを行う。

5 個別団体の見直し

個別団体の主な見直し概要は下記のとおりであり、実施についての詳細は「団体別見直し方針」（別添1）のとおりとする。

(1) 団体のあり方の見直し

見直しの視点に基づき、団体の目的や事業内容についての精査を行い、団体のあり方について検証を行った結果は、以下のとおりである。

「団体のあり方の見直し」で見直しが必要な団体	18 団体
① 事業目的の妥当性	1 団体
② 団体実施の必要性	5 団体
③ 団体経営の視点	
ア 手段の有効性	9 団体
イ 手段の効率性	12 団体
ウ 緊要性	2 団体

*①から③の見直し項目は、重複する場合がありますので、見直しが必要な団体数とはあわない。

見直しの視点ごとに必要な見直しの方向を類型化すると以下のとおりであり、主な個別団体の見直し方向は、別表(1)「団体のあり方見直し」のとおりである。

見直しの方向の類型化

- ①「事業目的の妥当性」に問題がある場合→A 団体の存廃等を含めて検討
B 抜本的な団体のあり方見直し
- ②「団体実施の必要性」に問題がある場合→A 団体の存廃等を含めて検討
B 抜本的な団体のあり方見直し
C 県等との役割分担の見直し
D 他団体による代替実施の検討
- ③「団体経営の視点」
 - ア「手段の有効性」に問題がある場合 →E 事業見直しによる効果の改善
F 中長期経営計画等の策定
 - イ「手段の効率性」に問題がある場合 →G 事業手段見直しによる効率性の改善
 - ウ「緊要性」に問題がある場合 →H 経営状況を踏まえた事業のあり方検討

別表(1)「団体のあり方見直し」

見直しの視点／見直しの方向	団体名
①「事業目的の妥当性」に問題がある場合（1団体）	
B 抜本的な団体のあり方見直し	(公財)国際環境技術移転センター
②「団体実施の必要性」に問題がある場合（5団体）	
A 団体の存廃等を含めて検討	(財)三重県沿岸漁業者等海難救済基金協会
C 県等との役割分担の見直し	(公財)三重県農林水産支援センター (公財)国際環境技術移転センター (公財)三重県産業支援センター (社)三重県観光連盟
③「団体経営の視点」に問題がある場合 ア「手段の有効性」に問題がある場合（9団体）	
E 事業見直しによる効果の改善	(財)三重ボランティア基金 (財)三重県小動物施設管理公社 (財)三重県武道振興会 (財)三重県労働福祉協会 三重県信用保証協会 (社)三重県観光連盟
F 中長期経営計画等の策定	(財)三重県労働福祉協会 (公財)国際環境技術移転センター (公財)三重県産業支援センター (財)三重北勢地域地場産業振興センター
イ「手段の効率性」に問題がある場合（12団体）	
G 事業手段見直しによる効率性の改善	(財)三重ボランティア基金 (公財)三重こどもわかもの育成財団 (財)国史跡齋宮跡保存協会 (財)三重県武道振興会 (公財)三重県農林水産支援センター (株)三重県松阪食肉公社 (株)三重県四日市畜産公社 (公社)三重県緑化推進協会 (公財)三重県水産振興事業団 (株)三重データクラフト (公財)国際環境技術移転センター (財)三重北勢地域地場産業振興センター
ウ「緊要性」に問題がある場合（2団体）	
H 経営状況を踏まえた事業のあり方検討	(公財)三重県農林水産支援センター (公財)国際環境技術移転センター

(2) 県関与の見直し

見直しの視点に基づき、各団体への県の関与について検証を行った結果は、以下のとおりであり、主な個別団体の見直しの方向は、別表(2)「県関与の見直し」のとおりである。

「県関与の見直し」で見直しが必要な団体	26団体
① 出資等の見直し	1団体
② 財政的支援（委託、補助金等）の見直し	9団体
③ 人的支援	
ア 職員派遣の見直し	9団体
イ 役員等就任の見直し	23団体

*①から③の見直し項目は、重複する場合がありますので、見直しが必要な団体数とはあわない。

別表(2)「県関与の見直し」

見直しの方向	団体名
①出資等の見直し(1団体)	伊勢鉄道(株)
②委託・補助金等の見直し (9団体)	(財)国史跡齋宮跡保存協会 (公財)三重県国際交流財団 (財)三重県武道振興会 (公財)三重県農林水産支援センター (公財)三重県水産振興事業団 (財)三重県労働福祉協会 (公財)三重県産業支援センター (社)三重県観光連盟 三重県土地開発公社
③ア 職員派遣の見直し (9団体)	(公財)三重県農林水産支援センター (公財)国際環境技術移転センター (公財)三重県産業支援センター (社)三重県観光連盟 (公財)三重県建設技術センター 三重県土地開発公社 三重県道路公社 三重県住宅供給公社 (財)三重県下水道公社
③イ 役員等就任の見直し (23団体)	(社福)三重県厚生事業団 (財)三重ボランティア基金 (財)三重県小動物施設管理公社 (財)三重県生活衛生営業指導センター (公財)三重県救急医療情報センター (財)三重県環境保全事業団 (公財)三重県国際交流財団 伊勢鉄道(株) (一財)伊勢湾海洋スポーツセンター (財)三重県武道振興会 (公財)三重県農林水産支援センター (社)三重県青果物価格安定基金協会 (公財)三重県水産振興事業団 (財)三重県沿岸漁業者等海難救済基金協会 (株)三重データクラフト (財)三重県労働福祉協会 (公財)国際環境技術移転センター (公財)三重県産業支援センター (財)三重北勢地域地場産業振興センター (社)三重県観光連盟 (公財)三重県建設技術センター 三重県土地開発公社 (財)三重県下水道公社

6 外郭団体等への県関与の基本方針

今後の県の外郭団体等への関与のあり方については、公益法人制度改革の趣旨も踏まえ、団体の自主・自立の観点を重視し、次のとおりとする。

(1) 出資等

団体に投資等を行うに当たっては、「県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例」（平成14年三重県条例第41号。以下「条例」という。）に基づき、十分な検討を行った上で、適正な事業規模等に見合った額を設定し、県の責任や役割に応じた適切な額とすること。

また、公益法人制度改革に伴う新法人への移行に際して、外郭団体に投資等されている、県出資・出捐金（以下「出資金等」という。）については、新法人移行後も基本財産として設定するよう要請するとともに、県出資金等が公金であることを踏まえ、安易に取り崩さないよう要請するものとする。

(2) 財政的支援（委託・補助金等）

外郭団体等への財政的支援にあたっては、団体が簡素で効率的な経営を行い、県民への質の高いサービスを提供できるよう、団体自身の事務事業の見直し、整理合理化、経費の節減、自主財源の強化等を図り、県からの自主・自立を促し、必要最小限の支援にとどめる。

特に、団体への補助金等の予算措置にあたっては、事業の検討を行い、必要性の有無からゼロベースで見直しを行うものとする。

(3) 人的支援等

① 職員派遣

団体の自主・自立の観点から県職員の外郭団体等への派遣については、原則として行わないものとする。なお、現在実施している外郭団体等への職員派遣については、「団体別見直し方針」に基づき、年次計画を立てて廃止に向けて見直しを行うものとする。

② 役員等への就任

団体運営にはこれまで以上に透明性・信頼性が求められており、団体自らが責任を持って自主的・自立的に運営を行うことが重要であることから、外郭団体等への県職員の役員等への就任については、「外郭団体等への県職員の役員等就任についての基本的な考え方」（別添2）により取り扱うものとする。

③ 外郭団体等における県退職職員の活用について

県退職職員の外郭団体等への再就職については、外郭団体等の自主・自立、手続の透明性、公平性などの観点から、平成 24 年度から「外郭団体等の県退職職員活用にかかる情報提供制度」（別添 3）を試行実施するものとし、毎年度、前年度退職者にかかる外郭団体等への再就職者については、公表を行う。

なお、県退職職員の外郭団体での退職金については、廃止の取扱いを継続するものとし、退職職員を採用しようとする外郭団体に対しては、退職金を支給しないよう要請するものとする。

(4) その他

① 県の主要出資法人に係る経営状況等の審査及び評価

条例に基づく県の主要出資法人に係る経営状況等の審査及び評価（以下、「団体経営評価」という。）については、公益法人制度などの制度的な改革への対応に伴い、平成 24 年度中に経営評価手法の見直しを行い、平成 25 年度の評価から適用する。

なお、現在、団体経営評価については、条例の規定に基づき県の出資等の割合が 4 分の 1 以上の外郭団体について実施しているところであるが、団体運営の透明性の確保や県民への説明責任などの観点から、評価の対象範囲を拡大するものとし、外郭団体として位置づけられている、県の出資等の割合が 4 分の 1 未満で県が筆頭出資者である団体に対しても、団体の独立性や自立的運営に配慮しつつ、当該団体及び出資者と十分な調整をはかりながら、評価の実施を要請するものとする。

② 経営計画に基づく団体運営

外郭団体の運営については、成果目標や人件費等を含む中長期経営計画等に基づき行うことを各団体に要請するものとし、団体経営評価において団体の中長期経営計画等の策定状況や成果目標とその実績について公表を行う。

団体別見直し方針

1 健康福祉部

(社福) 三重県厚生事業団

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】</p> <p>—</p>	<p>【見直しの方向】</p> <p>③イ 役員等就任の見直し</p>
<p>第4次中期経営計画に掲げた基本目標である、経営基盤の充実、質の高いサービスの提供、地域社会への貢献、組織の活性化に着実に取り組む。</p>	<p>県職員の役員等就任について削減を行う。</p>

(財) 三重ボランティア基金

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】</p> <p>E 事業見直しによる効果の改善</p> <p>G 事業手段見直しによる効率性の改善</p>	<p>【見直しの方向】</p> <p>③イ 役員等就任の見直し</p>
<p>団体の安定した運営を行うために、事業活動の積極的なPRを行い、より多くの寄付金の募集に取り組む。</p> <p>また、現在の助成事業のメニューについて、ボランティア団体への支援方法として最も効果的なものか検証を行い、ボランティア団体の自立を促進し、新たな自立支援方策となるような助成事業に見直しを行う。</p>	<p>県職員の役員等就任について見直しを行う。</p> <p>知事の理事長職就任について見直しを行う。</p>

(財) 三重県小動物施設管理公社

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】</p> <p>E 事業見直しによる効果の改善</p>	<p>【見直しの方向】</p> <p>③イ 役員等就任の見直し</p>
<p>人への危害防止を中心とした「管理」から、動物愛護の観点を重視した「愛護管理」への転換が求められていることから、動物愛護管理センターの機能整備の拡充について検討を行う。</p>	<p>県職員の役員等就任について削減を行う。</p> <p>健康福祉部長の理事長職就任について見直しを行う。</p>

(財) 三重県生活衛生営業指導センター

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】 —</p>	<p>【見直しの方向】 ③イ 役員等就任の見直し</p>
<p>引き続き、生活衛生営業者や利用者等のニーズを把握するとともに、経営指導員の資質の向上及び相談機能の強化を図り、効率的な事業に取り組む。</p> <p>公益財団法人への移行を目指していることから、ホームページ等で団体の運営状況に関する情報開示に取り組む。</p>	<p>県職員の役員等就任について削減を行う。</p>

(公財) 三重県救急医療情報センター

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】 —</p>	<p>【見直しの方向】 ③イ 役員等就任の見直し</p>
<p>引き続き、県民のニーズに応えるため、救急医療情報システムへの参加医療機関（時間外診療）の増加に取り組む。</p> <p>公益財団法人として、ホームページ等で団体の運営状況に関する情報開示に取り組む。</p>	<p>県職員の役員等就任について削減を行う。</p>

(公財) 三重こどもわかもの育成財団

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】 G 事業手段見直しによる効率性の改善</p>	<p>【見直しの方向】 —</p>
<p>みえこどもの城の指定管理業務および事業実施の原資である運用財産が減少し続けている青少年育成事業について、関係者との協議もしながら、効果的、効率的な事業の実施となるよう、今後の事業のあり方について検討を行う。</p>	<p>—</p>

2 環境生活部

(財) 三重県環境保全事業団

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
【見直しの方向】 —	【見直しの方向】 ③イ 役員等就任の見直し
溶融処理施設については、施設の安全な管理や解体撤去に向けた準備を進めるとともに、残された課題について、廃棄物処理センター運営協議会において、県、市町とともに課題の解決にあたる。	県職員の役員等就任について削減を行う。

(公財) 三重県立美術館協力会

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
【見直しの方向】 —	【見直しの方向】 —
ミュージアムショップの収益力の向上や賛助会員の増加に向けた取組により、経営基盤の強化を図る。 公益財団法人として、ホームページ等で団体の運営状況に関する情報開示に取り組む。	—

(財) 国史跡齋宮跡保存協会

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
【見直しの方向】 G 事業手段見直しによる効率性の改善	【見直しの方向】 ② 委託・補助金等の見直し
体験学習事業について、より魅力的なものとなるよう創意工夫するとともに、自主財源の確保と経費の削減に向けた検討を行う。 齋宮跡の保存・活用を図る中核団体として、組織力の向上に取り組む。 公益財団法人へ移行することから、ホームページ等で団体の運営状況に関する情報開示に取り組む。	随意契約について、総合評価一般競争入札などの方法の導入に向けた検討を行う。

(公財) 三重県文化振興事業団

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】</p> <p>—</p>	<p>【見直しの方向】</p> <p>—</p>
<p>継続して質の高いサービスが提供できるよう、財務基盤の強化や経費の節減、人材の確保・育成に取り組む。</p>	<p>—</p>

(公財) 三重県国際交流財団

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】</p> <p>—</p>	<p>【見直しの方向】</p> <p>② 委託・補助金等の見直し</p> <p>③イ 役員等就任の見直し</p>
<p>地域国際化協会及び県の多文化共生社会づくりを進める中核団体として、県内の団体を支援する取組を充実させ、各団体とのネットワークの強化、連携・協働を図る。</p> <p>平成 24 年策定の中期計画の着実な実施を図り、経費の削減、自主財源の拡充に努め、財務基盤の強化に取り組む。</p>	<p>随意契約について、企画コンペや競争入札などの方法の導入に向けた検討を行う。</p> <p>県職員の役員等就任について削減を行う。</p>

3 地域連携部

伊勢鉄道（株）

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】 —</p>	<p>【見直しの方向】 ① 出資等の見直し ③イ 役員等就任の見直し</p>
<p>式年遷宮行事等による輸送量の増加が期待されることから、引き続き「輸送の安全確保」や「経営基盤の強化」、「輸送量・輸送力の増強」の施策に取り組む。</p>	<p>将来的な出資比率の見直しについて関係者と検討を行う。</p> <p>県職員の役員等就任について見直しを行う。</p>

(一財) 伊勢湾海洋スポーツセンター

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】 —</p>	<p>【見直しの方向】 ③イ 役員等就任の見直し</p>
<p>引き続き、事業の工夫充実や経費削減等の経営努力に努め、本県の海洋スポーツの普及振興に取り組む。</p>	<p>県職員の役員等就任について削減を行う。</p>

(財) 三重県武道振興会

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】 E 事業見直しによる効果の改善 G 事業手段見直しによる効率性の改善</p>	<p>【見直しの方向】 ② 委託・補助金等の見直し ③イ 役員等就任の見直し</p>
<p>現在の三重武道館の機能が、津市の計画している屋内スポーツ施設内に移転整備される予定にあることから、効果的な事業実施や効率的な団体運営にも配慮しつつ、津市、関係団体と今後の方向性について協議を行う。</p>	<p>団体のあり方についての津市、関係団体との協議結果を踏まえ、県の関与のあり方についても検討を行う。</p> <p>県職員の役員等就任について削減を行う。</p>

(公財) 三重県体育協会

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
【見直しの方向】 —	【見直しの方向】 —
引き続き、国民体育大会や全国高等学校総合体育大会の開催を見据えた競技力向上対策を検討し、選手の育成・強化に取り組む。	—

4 農林水産部

(公財) 三重県農林水産支援センター

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】</p> <p>C 県等との役割分担の見直し G 事業手段見直しによる効率性の改善 H 経営状況を踏まえた事業のあり方検討</p>	<p>【見直しの方向】</p> <p>② 委託・補助金等の見直し ③ア 職員派遣の見直し ③イ 役員等就任の見直し</p>
<p>県との役割分担を見直し、今後の団体のあり方を検討するとともに、基金事業、県委託事業の見直しや人件費の削減などによる財務状況の改善などの検討を行う。</p>	<p>平成 26 年度末までに委託などについて縮減の方向で見直しを行う。</p> <p>県や関係団体等との役割分担及び実施業務について見直しを行う中で、職員派遣については、年次計画を立てて、平成 27 年度末の廃止に向けて見直しを行う。</p> <p>県職員の役員等就任について見直しを行う。</p> <p>知事の会長職就任について見直しを行う。 (平成 24 年度実施済)</p>

(株) 三重県松阪食肉公社

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】</p> <p>G 事業手段見直しによる効率性の改善</p>	<p>【見直しの方向】</p> <p>—</p>
<p>施設の老朽化に伴う改修や機器の更新など毎年、多大な経費が必要であり、中長期計画を基に、取扱頭数の増加対策の検討、各経費の見直しなどを行い、収益があげられる体制の構築に取り組む。</p>	<p>—</p>

(株) 三重県四日市畜産公社

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】 G 事業手段見直しによる効率性の改善</p>	<p>【見直しの方向】 —</p>
<p>中長期計画に基づき、内臓処理業務の見直しや人件費削減などを進めることで累積欠損額の削減を行い、団体運営の健全化に取り組む。</p>	<p>—</p>

(社) 三重県畜産協会

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】 —</p>	<p>【見直しの方向】 —</p>
<p>第3次中期計画で定める基本方向、事業展開を確実に達成し、畜産農家に対し総合的かつ専門的な知見により経営指導が行え、かつ、高生産性の畜産経営体の育成・支援に取り組める運営体制にすることが必要である。このため経営面において、自主財源の確保や協会の運営改善についても積極的に取り組む。</p>	<p>—</p>

(社) 三重県青果物価格安定基金協会

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】 —</p>	<p>【見直しの方向】 ③イ 役員等就任の見直し</p>
<p>野菜の価格安定制度や果実需給均衡に対する生産指導など事業実施にあたっては、関係各機関との連携を強めて効果的な支援に取り組む。 公益社団法人へ移行することから、ホームページ等で団体の運営状況に関する情報開示に取り組む。</p>	<p>県職員の役員等就任について削減を行う。</p>

(公社) 三重県緑化推進協会

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】 G 事業手段見直しによる効率性の改善</p>	<p>【見直しの方向】 —</p>
<p>昨今の社会経済状況から、募金収入など厳しい状況が予想される中、安定的な法人運営に資するため、企業等と連携しながら緑の募金の効果的な普及活動を実施するとともに、協会会員の増加や経費削減等に取り組む。</p>	<p>—</p>

(公財) 三重県水産振興事業団

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】 G 事業手段見直しによる効率性の改善</p>	<p>【見直しの方向】 ② 委託・補助金等の見直し ③イ 役員等就任の見直し</p>
<p>栽培漁業センターの老朽化診断を実施し、生産施設の集約化など栽培漁業のあり方の見直しや、飼育手法の効率化等により経費の削減をさらに進めるとともに、水産研究所で開発された種苗生産に係る技術を受け入れることで職員の資質向上を図り、効率性の改善に繋げる。</p>	<p>生産施設の集約化や飼育方法の効率化などにより、委託や補助事業について縮減の方向で見直しを行う。</p> <p>県職員の役員等就任について削減を行う。</p>

(財) 三重県沿岸漁業者等海難救済基金協会

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】 A 団体の存廃等を含めて検討</p>	<p>【見直しの方向】 ③イ 役員等就任の見直し</p>
<p>予算が小規模であり、団体運営の効率化を図るため、公益法人への移行を契機に、類似の目的をもつ団体と合併するなど見直しを行う。</p>	<p>県職員の役員等就任について削減を行う。</p>

三重県漁業信用基金協会

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】 —</p>	<p>【見直しの方向】 —</p>
<p>今後、代位弁済の増加が見込まれていることから、中期経営計画に基づき、事業管理費の一層の節減や求償権回収の促進による引当金の削減を図るなど効率的な団体運営に取り組む。</p>	<p>—</p>

5 雇用経済部

(株) 三重データクラフト

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】 G 事業手段見直しによる効率性の改善</p>	<p>【見直しの方向】 ③イ 役員等就任の見直し</p>
<p>特定のグループ企業からの発注が大部分を占めており、経営を左右していることから、新規顧客開拓等の取組を継続する。業務の実施にあたっては、中期経営計画に基づき、目標を定め計画的に取り組む。</p>	<p>県職員の役員等就任について削減を行う。</p>

(財) 三重県労働福祉協会

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】 E 事業見直しによる効果の改善 F 中長期経営計画等の策定</p>	<p>【見直しの方向】 ② 委託・補助金等の見直し ③イ 役員等就任の見直し</p>
<p>三重県勤労者福祉会館のサービスの向上に努めるとともに、勤労者福祉の増進のため、より効果的な自主事業の充実に取り組む。また、地域若者サポートステーションとして、他支援機関とのネットワークの強化に取り組む。業務の実施にあたっては、中期経営計画を策定し、目標を定め計画的に取り組む。</p> <p>公益財団法人へ移行することから、ホームページ等で団体の運営状況に関する情報開示に取り組む。</p>	<p>労働福祉対策事業補助金(勤労者福祉会館会議室管理運営費の助成)については、平成25年度から廃止する。</p> <p>県職員の役員等就任について削減を行う。</p>

(公財) 国際環境技術移転センター

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> B 抜本的な団体のあり方見直し C 県等との役割分担の見直し F 中長期経営計画等の策定 G 事業手段見直しによる効率性の改善 H 経営状況を踏まえた事業のあり方検討 	<p>【見直しの方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ③ア 職員派遣の見直し ③イ 役員等就任の見直し
<p>団体の本来の役割である環境技術移転の取組を充実させるとともに、今後取り組むべき県内中小企業等の海外展開への支援、産業振興にかかる取組を含めた団体の新たな事業展開について、県、四日市市、関係団体等と協議し、県民や社会のニーズを反映した事業実施が可能となるよう、団体のあり方について抜本的な見直しを行う。</p> <p>経営改善のため中期経営計画を策定し経費の削減等に計画的に取り組むとともに、維持管理費が団体の経営を圧迫している研修・宿泊施設について、団体の事業展開の検討を進める中で、新たな活用について検討を進める。</p>	<p>平成 27 年度末までに職員派遣を廃止する。</p> <p>知事の理事長職就任について見直しを行う。</p>

(公財) 三重県産業支援センター

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】 C 県等との役割分担の見直し F 中長期経営計画等の策定</p>	<p>【見直しの方向】 ② 委託・補助金等の見直し ③ア 職員派遣の見直し ③イ 役員等就任の見直し</p>
<p>「みえ県民力ビジョン」、「みえ産業振興戦略」を着実に推進するため、産業支援センターの担うべき役割について、見直しを行う。県、市町、関係団体等との役割分担について検討のうえ、専門性やノウハウを生かした事業展開となるよう、業務の取捨選択、自主事業の充実に取り組む。</p> <p>財務基盤の強化や専門性を持った人材の確保・育成を計画的に実施するため、中期経営計画を早期に策定する。</p>	<p>県や関係団体等との役割分担について検討を行う中で、委託事業や補助事業について縮減の方向で見直しを行う。財政的支援のあり方については、県が必要とする委託事業のほか、団体の専門性や自主性が生かせるものとなるよう検討する。</p> <p>県や関係団体等との役割分担及び実施業務について見直しを行う中で、職員派遣について、廃止を前提として年次計画を立てて見直しを行う。</p> <p>県職員の役員等就任について削減を行う。知事の会長職就任について見直しを行う。 (平成 24 年度実施済)</p>

(財) 三重北勢地域地場産業振興センター

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】 F 中長期経営計画等の策定 G 事業手段見直しによる効率性の改善</p>	<p>【見直しの方向】 ③イ 役員等就任の見直し</p>
<p>効果的な情報発信に努めるとともに、情報発信事業主体の事業展開から、専門性やノウハウを生かし、事業者の価値創造型産業への転換の取組を支援する事業へシフトするよう見直しを行う。</p> <p>中期経営計画を早期に策定する。</p>	<p>県職員の役員等就任について削減を行う。</p>

三重県信用保証協会

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
【見直しの方向】 E 事業見直しによる効果の改善	【見直しの方向】 —
<p>景気の動向に応じた適正な保証の実施により中小企業の経営安定化を支援するとともに、「みえ県民力ビジョン」や「みえ産業振興戦略」といった県施策の方向に沿った、協会独自の信用保証の実施など、支援の充実に取り組む。</p>	—

(社) 三重県観光連盟

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
【見直しの方向】 C 県等との役割分担の見直し E 事業見直しによる効果の改善	【見直しの方向】 ② 委託・補助金等の見直し ③ア 職員派遣の見直し ③イ 役員等就任の見直し
<p>団体が担うべき役割について検討し、県と団体の役割分担について見直しを行う。</p> <p>従来の情報発信・提供業務のほか、県内の観光振興を推進する中核団体として、関係団体等の支援や誘客に向けた自立的な取組の充実を検討する。</p> <p>観光キャンペーンにおいて県と協働するとともに、キャンペーン後の観光振興について主体的な役割が果たせるよう、専門性の確保、人材の育成及び財務基盤の強化に取り組む。</p>	<p>県と団体との役割分担を見直す中で、平成27年度末までに自立的な運営について検討を行い、財政的支援の縮減に向けた見直しを行う。</p> <p>県と団体の役割分担を見直す中で、職員派遣については27年度末までに廃止する。</p> <p>知事の名誉会長職就任について見直しを行う。(平成24年度実施済)</p>

6 県土整備部

(公財) 三重県建設技術センター

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】</p> <p>—</p>	<p>【見直しの方向】</p> <p>③ア 職員派遣の見直し ③イ 役員等就任の見直し</p>
<p>「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく県内唯一の「発注者支援機関」として、県や市町を補完する機能を強化するとともに、建築確認検査等は、民間と競合しない範囲において、県民へのユニバーサル・サービスの提供という観点で取り組む。</p>	<p>平成 27 年度末までに職員派遣を廃止する。</p> <p>県職員の役員等就任について削減を行う。</p>

三重県土地開発公社

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】</p> <p>—</p>	<p>【見直しの方向】</p> <p>② 委託・補助金等の見直し ③ア 職員派遣の見直し ③イ 役員等就任の見直し</p>
<p>専門機関としての公社の機能と能力を高めていくとともに、計画的な人材の育成と、より一層効率的な用地取得体制の構築に取り組む。</p>	<p>「公共用地等先行取得資金貸付金」について、従来の 41 億円を平成 24 年度から 20 億円に減額したところであるが、平成 25 年度以降も資金需要に応じて見直しを行う。</p> <p>平成 27 年度末までに公社専任の職員派遣を廃止する。</p> <p>県住宅公社の清算が平成 26 年度末終了予定であり、業務が減少することから、平成 27 年度末までに 3 公社兼務の職員派遣を廃止する。</p> <p>県職員の役員等就任について削減を行う。</p>

三重県道路公社

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
【見直しの方向】 —	【見直しの方向】 ③ア 職員派遣の見直し
引き続き、平成 25 年度に供用開始を予定している第二伊勢道路を活用し、利用者に伊勢二見鳥羽有料道路の利便性をPRするとともに、管理コストの縮減を進め、少しでも有料道路事業の終了時期が早まるように取り組む。	県住宅公社の清算が平成 26 年度末終了予定であり、業務が減少することから、平成 27 年度末までに 3 公社兼務の職員派遣を廃止する。

三重県住宅供給公社

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
【見直しの方向】 —	【見直しの方向】 ③ア 職員派遣の見直し
団体を解散し、清算中であることから、計画どおり平成 26 年度末までに清算業務を終了し、団体の廃止を目指して取り組む。	団体の廃止に伴い 3 公社兼務の職員派遣を廃止する。

(財) 三重県下水道公社

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
【見直しの方向】 —	【見直しの方向】 ③ア 職員派遣の見直し ③イ 役員等就任の見直し
流入水量が増加する中、処理コストの削減を行うなど効率的な運営を実施するとともに、下水道の普及啓発、技術者の育成に取り組む。	職員派遣について、年次計画を立てて廃止する。 県職員の役員等就任について見直しを行う。

7 警察本部

(公財) 暴力追放三重県民センター

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】 —</p>	<p>【見直しの方向】 —</p>
<p>社会における暴力団排除機運の高揚に伴い、暴力団排除活動の中核を担うセンターに対する要請が高まっている中、引き続き県民ニーズの把握に努め、関係機関・団体との連携を密にし、真に実効ある活動に取り組む。</p> <p>特に、厳しい経済情勢に鑑み、寄付金・賛助金の更なる拡充に努めるなど、財政基盤の確立に取り組む。</p>	—

(公社) みえ犯罪被害者総合支援センター

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】 —</p>	<p>【見直しの方向】 —</p>
<p>引き続き、犯罪被害者等の支援活動を実施するため、ボランティア支援員育成について充実を図るとともに、県民の犯罪被害者支援に対する理解を一層深めるため、より効果的な広報啓発活動に取り組む。</p> <p>特に、厳しい経済情勢に鑑み、会員の拡大、寄付金の更なる拡充等、財政基盤の確立に取り組む。</p> <p>さらに、公益社団法人として、ホームページ等で団体の運営状況に関する情報開示に取り組む。</p>	—

団体別見直し方針:主な見直しの方向一覧

部	団体名	団体のあり方見直し（見直しの方向）	県関与の見直し（見直しの方向）	備考
1 健康福祉部	(社福) 三重県厚生事業団		③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
2 健康福祉部	(財) 三重ボランティア基金	E 事業見直しによる効果の改善 G 事業手段見直しによる効率性の改善	③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
3 健康福祉部	(財) 三重県小動物施設管理公社	E 事業見直しによる効果の改善	③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
4 健康福祉部	(財) 三重県生活衛生営業指導センター		③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
5 健康福祉部	(公財) 三重県救急医療情報センター		③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
6 健康福祉部	(公財) 三重こどもわかもの育成財団	G 事業手段見直しによる効率性の改善		外郭団体
7 環境生活部	(財) 三重県環境保全事業団		③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
8 環境生活部	(公財) 三重県立美術館協会			外郭団体
9 環境生活部	(財) 国史跡斎宮跡保存協会	G 事業手段見直しによる効率性の改善	② 委託・補助金等の見直し	外郭団体
10 環境生活部	(公財) 三重県文化振興事業団			外郭団体
11 環境生活部	(公財) 三重県国際交流財団		② 委託・補助金等の見直し ③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
12 地域連携部	伊勢鉄道(株)		① 出資等の見直し ③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
13 地域連携部	(一財) 伊勢湾海洋スポーツセンター		③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
14 地域連携部	(財) 三重県武道振興会	E 事業見直しによる効果の改善 G 事業手段見直しによる効率性の改善	② 委託・補助金等の見直し ③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
15 地域連携部	(公財) 三重県体育協会			外郭団体
16 農林水産部	(公財) 三重県農林水産支援センター	C 県等との役割分担の見直し G 事業手段見直しによる効率性の改善 H 経営状況を踏まえた事業のあり方検討	② 委託・補助金等の見直し ③ア 職員派遣の見直し ③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
17 農林水産部	(株) 三重県松阪食肉公社	G 事業手段見直しによる効率性の改善		外郭団体
18 農林水産部	(株) 三重県四日市畜産公社	G 事業手段見直しによる効率性の改善		外郭団体
19 農林水産部	(社) 三重県畜産協会			外郭団体
20 農林水産部	(社) 三重県青果物価格安定基金協会		③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
21 農林水産部	(公社) 三重県緑化推進協会	G 事業手段見直しによる効率性の改善		外郭団体
22 農林水産部	(公財) 三重県水産振興事業団	G 事業手段見直しによる効率性の改善	② 委託・補助金等の見直し ③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
23 農林水産部	(財) 三重県沿岸漁業者等海難救済基金協会	A 団体の存廃等を含めて検討	③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
24 農林水産部	三重県漁業信用基金協会			外郭団体
25 雇用経済部	(株) 三重データクラフト	G 事業手段見直しによる効率性の改善	③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
26 雇用経済部	(財) 三重県労働福祉協会	E 事業見直しによる効果の改善 F 中長期経営計画等の策定	② 委託・補助金等の見直し ③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
27 雇用経済部	(公財) 国際環境技術移転センター	B 抜本的な団体のあり方見直し C 県等との役割分担の見直し F 中長期経営計画等の策定 G 事業手段見直しによる効率性の改善 H 経営状況を踏まえた事業のあり方検討	③ア 職員派遣の見直し ③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
28 雇用経済部	(公財) 三重県産業支援センター	C 県等との役割分担の見直し F 中長期経営計画等の策定	② 委託・補助金等の見直し ③ア 職員派遣の見直し ③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
29 雇用経済部	(財) 三重北勢地域地場産業振興センター	F 中長期経営計画等の策定 G 事業手段見直しによる効率性の改善	③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
30 雇用経済部	三重県信用保証協会	E 事業見直しによる効果の改善		外郭団体
31 県土整備部	(公財) 三重県建設技術センター		③ア 職員派遣の見直し ③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
32 県土整備部	三重県土地開発公社		② 委託・補助金等の見直し ③ア 職員派遣の見直し ③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
33 県土整備部	三重県道路公社		③ア 職員派遣の見直し	外郭団体
34 県土整備部	三重県住宅供給公社		③ア 職員派遣の見直し	外郭団体
35 県土整備部	(財) 三重県下水道公社		③ア 職員派遣の見直し ③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
36 警察本部	(公財) 暴力追放三重県民センター			外郭団体
37 雇用経済部	(社) 三重県観光連盟	C 県等との役割分担の見直し E 事業見直しによる効果の改善	② 委託・補助金等の見直し ③ア 職員派遣の見直し ③イ 役員等就任の見直し	人的かつ財政的支援団体
38 警察本部	(公社) みえ犯罪被害者総合支援センター			人的かつ財政的支援団体

外郭団体等への県職員の役員等就任についての基本的な考え方

法人運営にはこれまで以上に透明性・信頼性が求められており、法人自らが責任を持って自主的・自立的に運営を行うことが重要である。公益法人制度改革においては、理事等の役職に与えられた役割や責任を自ら果たすことが求められるなど、法人の内部統治に関する事項が法制化されている。

このようなことから、外郭団体等への県職員の役員等への就任については、原則以下のとおり取り扱うものとする。

(原則)

- 1 外郭団体等の自主・自立の観点から、役員等として運営に関与する必要がない場合は、原則として県職員の役員等への就任は行わないものとする。
- 2 団体の役員等への就任が必要と判断する場合であっても、経営責任を明確にするため、原則として団体における代表権のある役員への就任は行わないものとする。
- 3 財団法人の役員等に就任を必要とする場合にあっては、監督機関としての評議員への就任を基本とするものとし、団体の業務執行に直接携わる理事への就任は、特別の事情がある場合を除き、原則行わないものとする。
- 4 役員等への就任が必要であると判断する場合でも、同一団体への役員等への就任は、県全体で必要最小限となるようにする。
- 5 公益法人制度改革等において、公認会計士や税理士等の外部有識者を活用するなど、団体の監査機能の強化が求められるため、県職員は原則として団体の監事（監査役）に就任しないものとする。

外郭団体等の県退職職員活用にかかる情報提供制度（概要）

1 趣旨

県退職職員の外郭団体等への再就職について、現行の取扱いを廃止し、県退職職員を活用しようとする外郭団体等の自主・自立、手続の透明性、機会の均等などを確保しながら、退職職員の活用を図るため、「外郭団体等の県退職職員活用にかかる情報提供制度（以下「本制度」という）」を試行実施する。

2 現行制度からの改善点等制度の特色

(1) これまでの再就職の仕組としては、県退職予定職員の活用を希望する団体の要請を受けて、県側が条件に合致する求人1名に対し、退職予定者1名を情報提供し、団体が採用を決定していたが、透明性や公平性等が課題となっていた。

(2) このため、県退職予定者を対象とした本制度を設け、情報を一元的に集約・提供し、競争的な選考により就職者が決定される仕組を構築することとする。

（主な改善点）

- ① 団体が希望者の中から選考できるため、団体の自主性・自立性と選考の迅速性が向上
- ② 県組織内で団体に情報提供するための選定がなくなるため、手続の透明性と迅速性が向上
- ③ 県退職予定者が該当する全ての求人の中からエントリーできるため、機会の公平・公正性等が向上

3 制度の概要

(1) 対象団体

従来の情報提供の取扱いと同様に外郭団体及び協議により同様の措置を要請する団体（県と出資関係の無い営利法人、宗教・政治目的等の団体を除く）とする。

なお、法令等の規定に基づき知事等が団体役員を任命する場合などについては、当該法令等の規定によることを原則とする。

(2) 対象職員

当該年度末に退職予定の常勤の職員（既に退職した職員、再任用職員を除く）とする。

(3) 手続の概要

(※ 丸数字はフロー図に対応)

総務部内（行財政改革推進課）に本制度の窓口を設置

(登録)

- ① 本制度による再就職を希望する退職予定職員は、窓口へ登録
- ① 県退職予定職員の採用を希望する団体は、求人情報を窓口へ提出
(窓口は、新たに本制度により県退職職員の活用をはかろうとする団体については、登録条件の確認を行い、本制度に登録)

(求人情報へのエントリー)

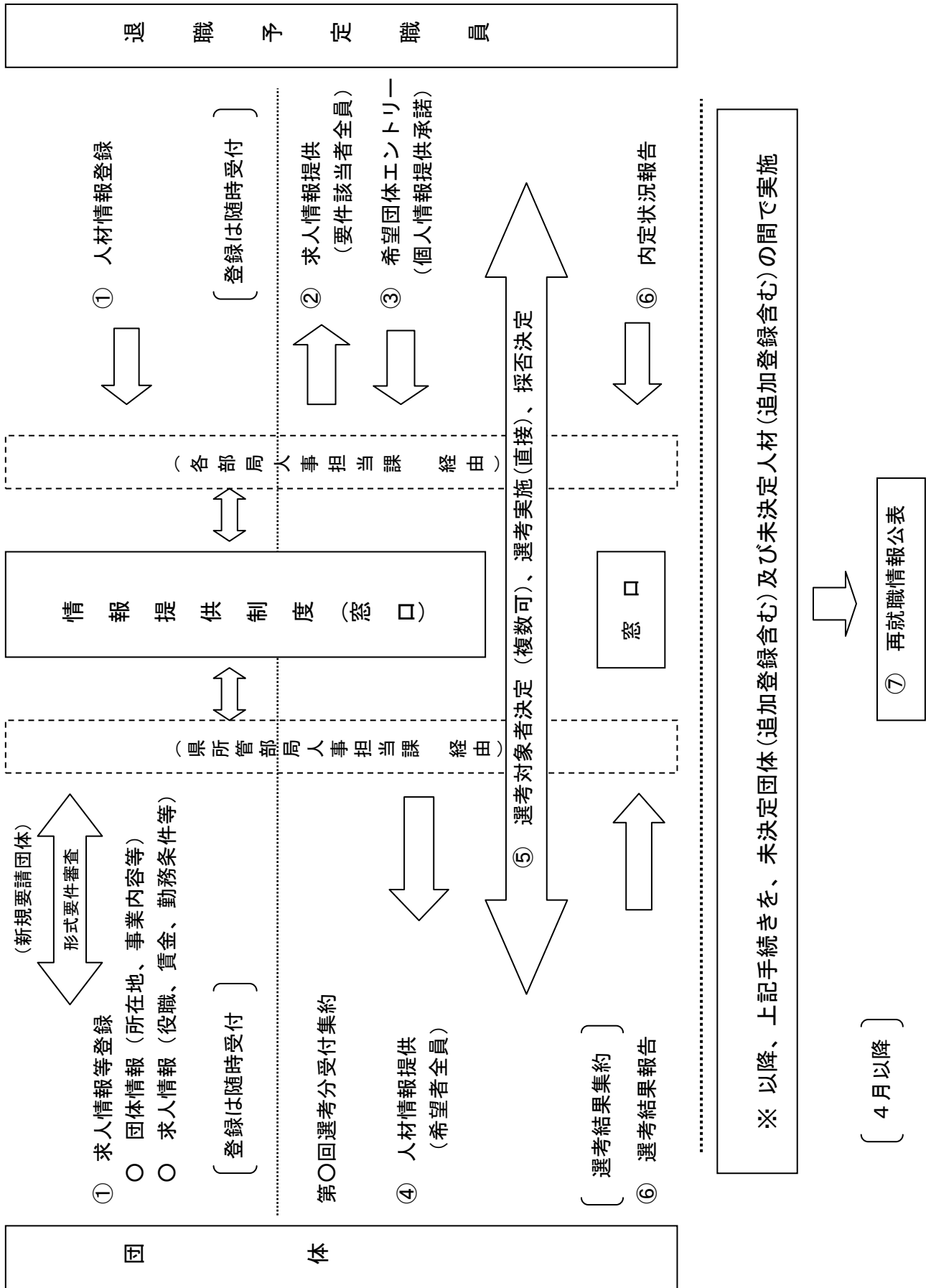
- ② 窓口は、求人情報を求人条件に該当する全ての登録職員に提供
- ③ 登録職員は、希望する求人情報にエントリー
(複数可、個人情報の提供承諾)
- ④ 窓口は、全てのエントリーの情報を団体へ提供

(選考)

- ⑤ 団体は、直接、選考対象とする登録職員に通知、選考を実施し採否を決定
- ⑥ 団体は、選考結果を窓口へ報告
- ⑥ 登録職員は、内定状況を窓口へ報告

(公表)

- ⑦ 窓口は、再就職情報を集約し、公表



県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例 (平成14年3月26日三重県条例第41号)

(目的)

第一条 この条例は、社会経済情勢の変化に対応し、県が出資法人を通じて機動的かつ弾力的に実現しようとする多様な行政目的の確実かつ効果的な達成を図るため、県の出資法人への関わり方に係る基本的な事項を定め、もって公正で透明性の高い、簡素かつ効率的な県行政の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「出資法人」とは、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資する法人をいう。

2 この条例において「二分の一出資法人」とは、出資法人のうち県の出資の割合が二分の一以上のものをいう。

3 この条例において「四分の一出資法人」とは、出資法人のうち県の出資の割合が四分の一以上二分の一未満のものをいう。

4 この条例において「主要出資法人」とは、二分の一出資法人及び四分の一出資法人をいう。

5 この条例において「規則」とは、知事が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第十五条第一項の規定により制定する規則、教育委員会が地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条第一項の規定により制定する教育委員会規則及び公安委員会が警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第三十八条第五項の規定により制定する公安委員会規則をいう。

(役割分担と協働)

第三条 県は、県と出資法人とが、各々の役割及び責任の分担を明確にし、出資法人の自律性を高めるとともに、両者が協働して、県民の福祉を向上させるよう努めなければならない。

(事業)

第四条 知事、教育委員会又は公安委員会（以下「知事等」という。）は、その所管に係る主要出資法人がその目的に照らし、適切な内容の事業を効果的かつ効率的に行うよう、必要に応じて、助言、指導又は勧告（以下「助言等」という。）を行うものとする。

(情報公開)

第五条 知事等は、その所管に係る主要出資法人が情報公開を積極的に推進するよう、必要に応じて、助言等を行うものとする。

(役員)

第六条 知事等は、その所管に係る主要出資法人の理事、監事その他の役員について、その職責にかんがみ、適任者が選任されるよう、必要に応じて、助言等を行うものとする。ただし、法令又は定款において、役員を選任が知事の任命又は認可によることが定められている主要出資法人については、この限りでない。

一部改正〔平成二〇年条例二七号〕

(財務運営)

第七条 知事等は、その所管に係る主要出資法人において、適切な会計処理、安全かつ確実な資産運用等適正な財務運営が行われるよう、必要に応じて、助言等を行うものとする。

(県の委託業務等)

第八条 県がその業務を出資法人に委託する場合の委託料の金額は、当該業務の対価として相当なものでなければならない。

2 県が出資法人に対して交付する補助金、交付金その他これに類するものについては、当該出資法人の目的及び事業に即したものでなければならない。

(評価)

第九条 知事等は、規則で定めるところにより、毎年一回、その所管に係る二分の一の出資法人に対して、当該二分の一の出資法人が自らその目的、事業、経営計画及び経営状況の評価を行い、その結果を報告するよう求めるものとする。

2 知事等は、前項の規定による報告について、あらかじめ定める基準に従い、審査及び評価を行うものとする。

3 知事等は、その所管に係る四分の一の出資法人に対して、前二項の規定の例により、報告を求め、審査及び評価を行うよう努めなければならない。

4 知事は、前二項の規定による審査及び評価の結果について、議会に報告するとともに、公表するものとする。

(法人形態の転換等)

第十条 知事等は、その所管に係る主要出資法人に対して、当該主要出資法人の目的の達成の程度、事業の実施状況、組織の実態等にかんがみ、必要と認めるときは、統廃合、解散又は法人の形態の転換について、助言等を行うものとする。

2 知事等は、その所管に係る主要出資法人がその基本財産その他の資産の運用益を財源として実施することを予定していた事業のうち、社会経済情勢の変化その他の理由により当該運用益によって財源を確保することが困難となっているものであって、かつ、当該主要出資法人の目的及び当該主要出資法人を通じて実現しようとする県の行政目的の達成のために有用と認められるものであるときは、当該事業の全部又は一部を公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託により実施することについて、助言等を行うものとする。

一部改正〔平成二〇年条例二七号〕

(出資割合等の見直し)

第十一条 知事等は、その所管に係る出資法人を通じて実現しようとする県の行政目的と出資法人の自律的運営とを勘案して、出資の割合、役員及び職員の派遣、支援その他県の出資法人への関わり方について、適宜見直しに努めなければならない。

2 県は、出資法人のうち県の出資の割合が四分の一未満のものについて、県の施策を実現する上で特に県の関わり方を強める必要があると認める場合には、その必要の程度に応じて、県の出資の割合を四分の一又は二分の一以上に引き上げるよう努めるものとする。

3 県は、四分の一の出資法人について、県の施策を実現する上で特に必要があると認める場合には、県の出資の割合を二分の一以上に引き上げるよう努めるものとする。

(自律的運営等への配慮)

第十二条 知事等は、第四条から第七条まで及び第九条から前条までの規定の適用について、出資法人の自律的運営及び県以外の出資者の利益を損なわないよう配慮しなければならない。

(教育委員会等所管主要出資法人の特例)

第十三条 知事は、教育委員会又は公安委員会の所管に係る主要出資法人について、必要と認めるときは、当該委員会に対して、第四条から第七条まで及び第十条の規定による助言等を行うよう求めることができる。

(出資)

第十四条 県は、出資法人に係る出資を行うに当たっては、出資法人を通じて実現しようとする県の行政目的の確実かつ効果的な達成の可能性、県の財政的負担、人的支援その他県の関わり方に関する事項について、十分配慮しなければならない。

2 県は、次の各号のいずれかに該当する出資、出えん又は信託を行う場合には、あらかじめ議会の議決を経なければならない。ただし、法令に定めのある場合を除く。

一 法人に対する県の出資の割合が四分の一以上になる場合の出資又は出えん

二 四分の一出資法人に対する出資又は出えんにより県の出資の割合が二分の一以上になる場合の出資又は出えん

三 七千万円以上の出資、出えん又は信託（地方自治法第二百三十五条の四第一項の規定による歳計現金の保管及び同法第二百四十一条第二項の規定による基金の運用の場合を除く。）

(委任)

第十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成十四年十月一日から施行する。

2 第九条の規定は、この条例の施行の日以後に事業年度が終了する主要出資法人の当該事業年度に係る評価から適用する。

附 則（平成二十年三月二十六日三重県条例第二十七号）

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。ただし、（中略）第三条中県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例第十条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

(特例民法法人に関する経過措置)

2 特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十条第一項又は第四十一条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって同法第百六条第一項（同法第二百一十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないものをいう。）については、第二条の規定による改正前の県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例第二条、第二章、第四十九条、第五十条及び第五十二条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

(罰則に関する経過措置)

3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。